

火薬類取締法

事務処理の手引き
(産業火薬編)



令和6年4月

新潟市消防局規制指導課

- この手引は、新潟市が火薬類取締法に基づいて行う許認可事務等に必要な事項を定め、事務を円滑適正に処理することを目的として作成しました。

～新潟市消防局規制指導課保安係～

- 関係法令等

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）

火薬類取締法施行令（昭和25年10月31日政令第323号）

火薬類取締法施行細則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）

新潟市火薬類取締法施行細則（平成22年3月29日新潟市規則第27号）

新潟市火薬類取締法の施行に関する事務処理規程（平成22年3月31日消防局訓令第9号）

新潟市事務委任規則（昭和44年7月7日新潟市規則第31号）

新潟市消防関係手数料条例（平成22年3月23日新潟市条例第3号）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）

目 次

1	手引き使用の留意事項	・・・	1-1
2	申請書記載例及び留意事項		
2-1	製造	・・・	2-1
2-2	販売	・・・	2-2
2-3	貯蔵	・・・	2-3
2-4	譲渡及び譲受	・・・	2-4
2-5	その他共通	・・・	2-5
3	火薬類取締法	・・・	3-1
4	火薬類とは	・・・	4-1
5	貯蔵について	・・・	5-1
6	保安距離・保安物件	・・・	6-1
7	事故対応について	・・・	7-1
8	資料	・・・	8-1

2 - 1 製造

様式第4(第7条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類製造施設等変更許可申請書

年 月 日

新潟市消防長 殿

(代表者)〇〇株式会社

代表取締役 消防 太郎

名 称	〇〇株式会社
事務所所在地(電話)	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号(025-〇〇〇-××××)
製造所所在地(電話)	新潟市秋葉区〇〇町〇〇〇番〇号(025-〇〇〇-××××)
(代表者)住所氏名	新潟市東区〇〇〇町〇〇番地 消防 太郎
変更の種類	乾燥工室の増築

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 代表者 代表者の役職・氏名を記入してください。</p> <p>2 名称 火薬類を製造する事業所の名称を記入してください。</p> <p>3 事務所所在地（電話） 事務所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>4 製造所所在地（電話） 製造所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>5 （代表者）住所氏名 代表者個人の住所及び氏名を記入してください。</p> <p>6 変更の種類 変更の概要について記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 （1）変更内容の詳細を示した図面等を添付してください（2-1-3、4頁参照）。 （2）図面等の種類（変更の内容に限る。） ア 製造施設の位置及び付近の状況図 イ 製造施設の構造図 ウ 変更前後の図面（変更部は朱書きすること）</p> <p>2 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合 （1）「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載してください。 （2）通常の変更許可申請等の際に必要な添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料を添付してください。</p> <p>3 火薬類製造施設等変更許可後必要な手続き 完成検査申請</p> <p>4 軽微な変更となる工事（省令第8条） 製造施設の変更の内、軽微な変更となる場合は遅滞なく変更した届出を行うこととなっています。工事を行う際には、一度お問い合わせください。</p>

(例)

施設等変更明細書	
種 類	※変更する施設について記載してください。
変 更 理 由	※変更する理由について記載してください。
構 造	※変更する施設の構造について記載してください。
そ の 他	※上記項目以外で補足等あれば記載してください。

(例)

工事設計明細書

乾燥工室		保安物件	保安距離 (m)	実測距離 (m)
敷地の状況				
乾燥工室構造	基礎			
	壁体			
	天井			
	屋根			
	外扉			
	内扉			
	錠			
	蝶番及び ロッド棒			
	通気孔			
	換気孔			
設備	避雷装置			
	防火壁			
	防火設備			
	警鳴装置			
	警戒札			
備考				

年 月 日

火薬類製造報告書（ 年度分）

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎

電話番号 025-〇〇〇-××××

年度分の火薬類の製造について下記のとおり報告します。

種 別	当年度製造数量	備 考
2. 5号煙火玉	1 0 0	単位：発
5号煙火玉	1, 5 0 0	単位：発
7号煙火玉	5 0 0	単位：発
10号煙火玉	1, 0 0 0	単位：発
銃用雷管	2, 0 0 0	単位：個
ライフル実包	6, 0 0 0	単位：個
散弾実包	1 0, 0 0 0	単位：個 ※スラッグ弾なし
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

注 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 種別 火薬類の種別（名称）を記載してください。</p> <p>3 当年度製造数量 製造した数量を記載してください。</p> <p>4 備考 発数、個数等の補足説明や特記事項があれば記載してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 火薬類製造報告書による報告者 火薬類の製造業者</p> <p>2 提出期限 年度終了後30日以内に提出してください。</p> <p>2 火薬類の種別が多数ある場合は、別紙により作成し、報告書に添付して提出してください。</p> <p>3 煙火玉や実包等種類が複数あるものは、種類ごとに記載してください。</p>

様式第2(第6条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×認可番号	

危害予防規程(変更)認可申請書

年 月 日

新潟市消防長 殿

(代表者) ○○株式会社
代表取締役 消防 太郎

名 称	○○株式会社
事務所所在地(電話)	新潟市中央区鐘木○○番地○号 (025-○○○-××××)
製造所所在地(電話)	新潟市○○区○○○町×番×号(025-○○○-××××)
(代表者)住所氏名	新潟市東区○○町×××番地△ 消防 太郎
変更の場合はその変更の内容	第101危険工室の新築に伴う、内容見直し (詳細は変更内容明細書参照)

別紙添付書類 1 危害予防規程

2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 代表者 代表者の役職・氏名を記入してください。</p> <p>2 名称 火薬類を製造する事業所の名称を記入してください。</p> <p>3 事務所所在地（電話） 事務所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>4 製造所所在地（電話） 製造所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>5 （代表者）住所氏名 代表者個人の住所及び氏名を記入してください。</p> <p>6 変更の場合はその変更の内容 申請する変更内容について記入してください。 また、変更内容明細書を作成し、添付してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類</p> <p>（1）新規認可の場合 危害予防規程</p> <p>（2）変更認可の場合</p> <p>ア 変更内容明細書（次頁参照）</p> <p>イ 変更前・変更後の危害予防規程 （変更部分のみ）</p> <p>2 変更内容明細書の省略について 変更箇所が少なく、変更前と変更後の変更箇所 に下線を引くなど明示することにより、変更箇所が 分かる場合は変更内容明細書を省略することが できます。</p>

(例)
変更内容明細書

変 更 理 由	変 更 前	変 更 後

【備考】

※ 変更前・変更後の内容について、特記事項がある場合は備考として記載してください。

2 - 2 販売

様式第6 (第10条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類販売営業許可申請書

年 月 日

新潟市消防長 殿

(代表者) ○○株式会社

代表取締役 消防 太郎

名 称	○○株式会社	
販売所所在地(電話)	新潟市中央区鐘木○○番地○号 (025-○○○-××××)	
(代表者)住所氏名	新潟市中央区○○2丁目○番○号 消防太郎	
販売する火薬類の種類	火工品 煙火	
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され取消しの日から3年を経過していない者	なし
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過していない者	なし
	3 心身の故障により火薬類の販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの	なし
	4 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	なし

別紙添付書類 1 事業計画書

2 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 代表者 代表者の役職・氏名を記入してください。</p> <p>2 名称 火薬類を販売する事業所の名称を記入してください。</p> <p>3 販売所所在地（電話） 販売所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>4 （代表者）住所氏名 代表者個人の住所及び氏名を記入してください。</p> <p>5 販売する火薬類の種類 販売する火薬類の種類について記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類</p> <p>(1) 事業計画書（次頁参照）</p> <p>(2) 火薬類取扱従事者名簿</p> <p>(3) 定款の写し（法人の場合に限る）</p> <p>(4) 登記簿謄本の写し（法人の場合に限る）</p> <p>(5) 役員の身分証明書</p> <p>(6) 役員の登記されていないことの証明書</p> <p>(7) 従業員（有資格者）の履歴書</p> <p>(8) 従業員（無資格者）の略歴書</p> <p>(9) 免状及び保安手帳の写し</p> <p>(10) 従業者との雇用契約書の写し</p> <p>(11) 販売所の平面図</p> <p>(12) 販売所から火薬庫までの地図</p> <p>(13) 火薬庫設置許可証、完成検査証の写し</p> <p>(14) 委任状（委任申請の場合に限る）</p> <p>2 同時申請するものについて 火薬類販売営業許可申請書と同時に下記についても同時に提出してください。</p> <p>(1) 保安教育計画策定認可申請書</p> <p>(2) 許可申請書</p> <p>(3) ※庫外貯蔵所を設ける場合 庫外貯蔵所指示願</p>

(例)

事業計画書

名 称	
代 表 者	
火薬類取扱保安責任者	
代 理 者	
従 業 者	
火 薬 庫 の 位 置	
火 薬 庫 の 種 類	
棟 数	
火 薬 庫 の 構 造 設 備	
販売所から火薬庫の距離	
附 近 の 状 況	
保 安 距 離	
貯蔵すべき火薬類の種類 及 び 最 大 数 量	
販 売 目 的	
販売する火薬類の種類	
年 間 取 扱 予 定 量	
仕 入 先	

業 務 の 分 担

業 務 内 容	担 当 者

保安管理体制表

--

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 事業計画書の記載事項について 下記の事項を事業計画書に記入してください。 任意様式となりますので、(例)を参考に作成してください。</p> <p>【事業計画書に記載しなければいけない事項】</p> <p>(1) 火薬庫の位置 (2) 火薬庫の種類 (3) 棟数 (4) 附近の状況図 (5) 保安距離 (6) 構造設備の概要 (7) 貯蔵すべき火薬類の種類および最大数量</p>	<p>【留意事項】</p>

年 月 日

保安教育計画策定（変更）認可申請書

（宛先）新潟市消防長

申請者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 代表取締役 消防 太郎

電話番号 025-〇〇〇-××××

下記のとおり保安教育計画策定（変更）の認可を受けたいので、申請します。

許可の種別	製造・ <input type="text" value="販 売"/> ・消費
許可年月日及び番号	〇〇年〇月〇日 指令 第 〇〇〇 号
製造所若しくは販売所の所在地又は消費地	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号
※受付欄	※経過欄

添付書類

1 保安教育計画書

2 変更の場合は、当該変更の概要を記載した書面

注1 許可の種別欄については、該当するものを○で囲んでください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 申請者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 許可の種別 該当する許可の種別を囲ってください。</p> <p>3 許可年月日及び番号 許可証に記載してある許可年月日及び番号を記入してください。</p> <p>4 製造所若しくは販売所の所在地又は消費地 販売所所在地の住所を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 保安教育計画書 ※変更の場合は、当該変更の概要を記載した書面</p> <p>2 保安教育計画書について 保安教育計画書は下記の事項を定めてください。</p> <p>(1) 保安教育計画期間 (2) 保安教育を受けるべき者 (3) 保安教育を行う者 (4) 保安教育の実施方法 (5) 保安教育の実施時期 (6) 保安教育の内容等</p> <p>3 保安教育の内容等について 省令第67条の4及び第67条の5の規程を参照し、教育すべき内容等について定めてください。</p>

火薬類の販売及び出納報告書（〇〇年度分）

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎

電話番号 025-〇〇〇-××××

〇〇年度分の火薬類の販売及び出納について下記のとおり報告します。

販売	火薬類の種類		単位	当年度販売数量		備考	
	落下傘付信号		個	10			
	火せん		〃	5		販売したものの以外の在庫は廃棄	
	自己発煙信号		〃	7		販売したものの以外の在庫は廃棄	
	発煙浮信号		〃	0			
出納	火薬類の種類	単位	前年度末在庫量	当年度入庫量	当年度出庫量	当年度末在庫量	備考
	落下傘付信号	個	0	10	10	0	
	火せん	〃	0	8	8	0	
	自己発煙信号	〃	0	12	12	0	
	発煙浮信号	〃	0	0	0	0	
※受付欄			※経過欄				

- 注1 この様式は、販売業者が、火薬類の販売の報告と併せて火薬類の出納の報告をする場合に使用してください。
- 2 火薬類の種類欄は、火薬、爆薬、工業雷管、電気雷管、実包、空包等の区分で記載し、数量は、区分ごとの合計数量を記載してください。
- 3 単位は、キログラム、個、メートル等で記載してください。
- 4 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 販売</p> <p>(1) 火薬類の種類 販売した火薬類の種類を記入してください。</p> <p>(2) 単 位 火薬類の単位を記入してください。</p> <p>(3) 当年度販売数量 火薬類の販売数量を記入してください。</p> <p>3 出納</p> <p>(1) 火薬類の種類 販売した火薬類の種類を記入してください。</p> <p>(2) 単 位 火薬類の単位を記入してください。</p> <p>(3) 前年度末在庫量 前年度末の在庫量を記入してください。</p> <p>(4) 当年度入庫量 当年度内に入庫した量を記入してください。</p> <p>(5) 当年度出庫量 当年度内に出庫した量を記入してください。</p> <p>(6) 当年度末在庫量 当年度末の在庫量を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 火薬類の販売及び出納報告書による報告者</p> <p>(1) 販売業者であり、販売報告を行う者</p> <p>(2) 火薬庫所有者又は占有者で出納報告を行う者</p> <p>上記（１）、（２）の両方に該当する場合はこちらの様式を使用し、販売及び出納の報告を行うことができます。</p> <p>2 販売と出納の数量について 販売数量報告と出納報告の数量は一致するとは限りません。下記参照。</p> <p>3 数量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売数量…販売した実数 火薬類 1 個 →販売→ 販売数量 1 個 ・出 納…火薬類が火薬庫から入出するたびに、「1 個」と数える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>火薬類 1 個 →出庫→ 出庫量 1 個</p> <p>出庫したが販売せず再び入庫</p> <p>火薬類 1 個 →入庫→ 入庫量 1 個</p> </div> <p>上記のことが繰り返されれば、販売数量は増えないが出庫量と入庫量は増えるため、販売と出納の数量は一致しません。また、廃棄するために出庫する場合があります。</p>

2-3 貯蔵

様式第 18(第 44 条の 2、第 44 条の 3 関係)

× 整理 番号	
× 受 理 日	年 月 日

保 安 検 査 申 請 書

年 月 日

新潟市消防長 殿

(代表者) ○○株式会社

代表取締役 消防 太郎

名 称	○○株式会社
事 務 所 所 在 地 (電 話)	新潟市中央区鐘木○○番地○号 (025-○○○-××××)
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地 (電 話)	新潟市中央区鐘木○○番地○号 (地上式一級火薬庫 3 棟)
完 成 検 査 証 の 交 付 年 月 日	○○年 ○○ 月 ○○ 日
前 回 の 保 安 検 査 に 係 る 保 安 検 査 証 の 交 付 年 月 日	○○年 ○○ 月 ○○ 日

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 ()内は該当する一機関名を記載すればよい。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 代表者 代表者の役職・氏名を記入してください。</p> <p>2 名称 火薬庫の所有者若しくは占有者名の名称を記入してください。</p> <p>3 事務所所在地（電話） 事務所の住所と電話番号を記入してください。</p> <p>4 完成検査証の交付年月日 完成検査証の交付年月日を記入してください。</p> <p>5 前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日 前回の保安検査証の交付年月日を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 申請日について （１）概ね1か月前までに提出してください。 （２）受付時に検査日の日程、時間調整を行います。</p> <p>2 交付年月日記載欄について 許可年月日や検査実施日ではなく、「検査証の交付年月日」を記載してください。</p>

年 月 日

定期自主検査報告書

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎

電話番号 025-〇〇〇-××××

下記のとおり定期自主検査を実施したので、報告します。

実施 施設	所在地	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号
	施設の名称及び棟数	地上式1級火薬庫
	許可年月日及び番号	〇〇年〇月〇日 指令第××号
	検査実施年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
検査結果及び補正 又は補修事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避雷針設置抵抗の測定 ・土提の雑草等の清掃 ・チェックリストの通り確認し、異状なし 等 	
指揮監督した保安責任者の 氏名及び印	消防 太郎 印	
検査者の職及び氏名	消防 次郎	
備考		
※受付欄	※経過欄	

注 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 実施施設</p> <p>(1) 所在地 製造所、火薬庫等施設の住所を記入してください。</p> <p>(2) 施設の名称及び棟数 実施施設の名称及び棟数を記入してください。</p> <p>(3) 許可年月日及び番号 許可証の交付年月日及び番号を記入してください。</p> <p>(4) 検査実施年月日 自主検査を実施した年月日を記入してください</p> <p>(5) 検査結果及び補正又は補修事項 検査内容及び異常の有無、異常があった場合の対応事項を記入してください。</p> <p>(6) 指揮監督した保安責任者の氏名及び印 検査を監督した者の氏名の記入及び押印してください。</p> <p>(7) 検査者の職及び氏名 検査を行った者の職氏名を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 検査結果の詳細のわかる資料（指導事項）</p> <p>2 定期自主検査について</p> <p>(1) 定期自主検査は定期自主検査計画に則り、年2回以上行うこととなっています。</p> <p>(2) 製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか検査してください。</p> <p>(3) 避雷設備、警鳴装置、消火設備等の保安施設は、円滑に作動するか否かについて検査してください。</p> <p>3 検査結果の添付について 検査結果にあつては添付の義務はありませんが、保安検査時に確認しますので、大切に保管しておいてください。</p>

年 月 日

火薬類出納報告書（ 年度分）

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎

電話番号 025-〇〇〇-××××

年度分の火薬類の出納について下記のとおり報告します。

種 別	単位	前年度末 在庫量	当年度 入庫量	当年度 出庫量	当年度末 在庫量	備考
散弾実包	個	10,000	1,000,000	986,000	6,500	
散弾スラッグ	個	100	4,000	4,000	40	
空包	個	0	0	0	0	
猟用雷管	個	5,000	0	0	5,000	
火薬	g	0	3,000	3,000	0	
預り実包	個	10,000	987,600	960,000	5,400	
※受 付 欄	※経 過 欄					

注1 単位は、キログラム、個、メートル等で記載してください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 出納</p> <p>(1) 種 別 火薬類の種類を記入してください。</p> <p>(2) 単 位 火薬類の単位を記入してください。</p> <p>(3) 前年度末在庫量 前年度末の火薬庫内の在庫量を記入してください。</p> <p>(4) 当年度入庫量 当年度内に火薬庫に入庫した量を記入してください。</p> <p>(5) 当年度出庫量 当年度内に火薬庫から出庫した量を記入してください。</p> <p>(6) 当年度末在庫量 当年度末の火薬庫内の在庫量を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 火薬類出納報告書による報告者 火薬庫の所有者又は占有者</p> <p>2 火薬類の入出について 火薬庫への火薬類の入庫量及び出庫量は入出する度に加算されますので、計算間違いのないようご注意ください。</p>

年 月 日

火薬庫外貯蔵所指示願

（宛先）新潟市消防長

申請者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎

電話 025-〇〇〇〇-××××

下記のとおり火薬庫外貯蔵所を設置したいので、指示願います。

火薬庫外貯蔵所の区	1 建築物 ② ロッカー等の設備（救命索発射銃用火薬保管庫）		
貯蔵する者等の区	火薬類取締法施行規則第15条第1項の表（7）		
火薬庫外貯蔵所の設置場所	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号 1階車庫内 救命索発射銃用火薬保管庫		
貯蔵する火薬類の種類及び最大貯蔵量	救命索発射銃用	推進薬火薬	4個
	〃	発射薬空砲	4個
貯蔵する火薬類の用途	人命救助		
使用期間	永年		
保安管理責任者の職氏名		免状の種類	
※受付欄	※経過欄		

添付書類

- 1 建築物にあつては火薬庫外貯蔵所工事設計明細書，ロッカー等の設備にあつては設備の概要を示す図面及びその設備を設置した位置を示す建物の図面
 - 2 火薬庫外貯蔵所の周囲200メートル以内の地形図
- 注 ※印の欄は，記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 申請者</p> <p>(1) 住 所：事業所（本社）所在地</p> <p>(2) 氏 名：代表者氏名</p> <p>(3) 電話番号：事業所（本社）の連絡先</p> <p>2 火薬庫外貯蔵所の区分</p> <p>(1) 「1 建築物」又は「2 ロッカー等の設備」の該当するどちらか一方に○をつけてください。</p> <p>(2) 「2 ロッカー等の設備」の場合、設備の名称も記入してください。</p> <p>3 貯蔵する者等の区分</p> <p>省令第15条第1項の表を参照し、(1)～(7)の中で該当する番号を記入してください。</p> <p>4 火薬庫外貯蔵所の設置場所</p> <p>庫外貯蔵所を設置する場所を詳細まで記入してください。</p> <p>5 貯蔵する火薬類の種類及び最大貯蔵量</p> <p>庫外貯蔵所にて貯蔵する火薬類の種類及び最大貯蔵量を記入してください。</p> <p>6 貯蔵する火薬類の用途</p> <p>貯蔵する火薬類の使用用途を記入してください。</p> <p>7 使用期間</p> <p>庫外貯蔵所を使用する期間を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類</p> <p>(1) 建築物の場合</p> <p>ア 火薬庫外貯蔵所工事設計明細書</p> <p>イ 火薬庫外貯蔵所の周囲200m以内の地形図</p> <p>(2) ロッカー等の設備の場合</p> <p>ア 設備の概要を示す図面</p> <p>イ 設備を設置した位置を示す図面</p> <p>ウ 火薬庫外貯蔵所の周囲200m以内の地形図</p> <p>2 添付書類について</p> <p>添付書類のうち、設備の概要を示す図面は、仕様や構造等が判断可能なカタログ・取扱説明書等でも構いません。</p> <p>3 貯蔵量について</p> <p>省令第15条第1項の表の区分ごとに最大数量が定められているので、火薬類の貯蔵量が定められた量を超えないよう確認してください。</p> <p>貯蔵する者等の区分が不明確な場合は担当課へご相談ください。</p> <p>※庫外貯蔵所設置後は「火薬庫外貯蔵所設置届」を提出してください（次頁参照）。</p> <p>4 指示後の記載事項等の変更について</p> <p>指示を受け、火薬庫外貯蔵所を設置した者は下記の事項について変更があったときは「火薬庫外貯蔵所変更届」を提出してください。</p> <p>(1) 添付書類の内容</p> <p>※設備の概要及び設備を設置した位置の変更のみ</p> <p>(2) 指示願の記載事項</p> <p>※下記に掲げるものを除く</p> <p>ア 火薬庫外貯蔵所の区分</p> <p>イ 火薬庫外貯蔵所の設置場所</p> <p>ウ 貯蔵する火薬類の用途</p> <p>エ 使用期間</p>

年 月 日

火薬庫外貯蔵所設置届

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎

電話番号 025-〇〇〇〇-××××

下記のとおり火薬庫外貯蔵所を設置したので、届け出ます。

指示年月日及び番号	〇〇年〇月〇〇日 指令第××号
火薬庫外貯蔵所の設置場所	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号 1階車庫内 救命索発射銃用火薬保管庫
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
貯蔵開始年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
備考	
※受付欄	※経過欄

添付書類 設置した火薬庫外貯蔵所の写真
注 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所：事業所（本社）所在地</p> <p>(2) 氏 名：代表者氏名</p> <p>(3) 電話番号：事業所（本社）の連絡先</p> <p>2 指示年月日及び番号 火薬庫外貯蔵所指示証に記載されている指示年月日及び、指令番号を記入してください。</p> <p>3 火薬庫外貯蔵所の設置場所 ロッカー又は建物名称まで細かく記入してください。</p> <p>4 設置年月日 庫外貯蔵所を設置した年月日を記入してください。</p> <p>5 貯蔵開始年月日 火薬類を庫外貯蔵所で貯蔵し始めた年月日を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 設置した庫外貯蔵所の写真</p> <p>2 提出が必要となる者 「火薬庫外貯蔵所指示願」により指示を受けた者は、提出してください。</p> <p>3 添付書類の写真について 写真にあつては、庫外貯蔵所の施錠の状態や、周辺に燃えやすいものがたい積していないかなど省令第16条の技術上の基準に適合していることが確認できるよう撮影し、提出してください。</p> <p>4 設置年月日について 庫外貯蔵所として、ロッカーを設置した日又は建物が完成した年月日を記入してください。 使用開始日ではありません。</p>

2－4 譲渡及び譲受

様式第9 (第35条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲渡許可申請書

年 月 日

新潟市消防長 殿

(代表者) ○○株式会社

代表取締役 消防 太郎

名 称	○○株式会社	
事務所所在地(電話)	新潟市中央区鐘木○○番地○号 025-○○○-××××	
職 業	水難救助	
(代表者)住所氏名(年齢)	新潟市中央区○○町○○丁目○○番○○号 消防 太郎(55歳)	
火薬類の種類及び数量	救命索発射銃用 推進薬(火薬 60g) 5個 救命索発射銃用 発射薬(空包 1.5g) 5個	
譲 渡 目 的	譲受期間満了に伴う残火薬類の処理	
譲渡期間(1年を超えないこと)	許可日より1か月	
譲渡火薬類の所在場所	○○株式会社 1階事務所内設置金庫	
譲渡の相手方	住 所	東京都○○区○○9丁目○番○号
	氏 名	株式会社○○○○

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 代表者 代表者の役職・氏名を記入してください。</p> <p>2 名称 火薬類を譲り渡す者の名称を記入してください。</p> <p>3 事務所所在地（電話） 事務所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>4 職業 主に行っている業務を簡潔に記入してください。</p> <p>5 （代表者）住所氏名（年齢） 代表者の住所、氏名及び年齢を記入してください。 住所は個人の住所となります。</p> <p>6 火薬類の種類及び数量 譲渡する火薬類の種類及び数量を記入してください。</p> <p>7 譲渡目的 譲渡の目的を記入してください。</p> <p>8 譲渡期間 譲渡を行う期間を記入してください。</p> <p>9 譲渡火薬類の所在場所 譲渡する火薬類が保管されている場所を記入してください。</p> <p>10 譲渡の相手方</p> <p>（1）住所 譲渡する相手方の住所を記入してください。</p> <p>（2）氏名 譲渡する相手方の氏名（会社名）を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>譲渡の期間について 譲渡の期間は1年を超えない期間となっています。また、譲渡を行うにあたり必要最低限の期間での申請となりますので、不明確な場合は担当課へご相談ください。</p>

様式第 10(第 36 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受許可申請書

年 月 日

新潟市消防長 殿

(代表者) ○○株式会社
代表取締役 消防 太郎

名 称	○○株式会社		
事務所所在地(電話)	新潟市中央区鐘木○○番地○号 (025-○○○○-××××)		
職 業	建設工事		
(代表者)住所氏名(年齢)	新潟市東区○○1丁目○番○号 消防 太郎 (55歳)		
火薬類の種類及び数量	建設用びょう打銃用空包 2000個 1個当たりの火薬爆薬0.4以下		
譲 受 目 的	建築建設工事用		
譲受期間(1年を超えないこと)	自	○○年	○○月
	至	○○年	○○月
			○○日
			○○日
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	会社事務所鍵付きロッカー		
消費に関する事項	目 的	建築建設工事用	
	日 時 (期 間)	○○年○○月○○日から○○年○○月○○日	
	場 所	新潟市秋葉区○○町地内	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 代表者 代表者の役職・氏名を記入してください。</p> <p>2 名称 火薬類を譲り受けようとする者の名称を記入してください。</p> <p>3 事務所所在地（電話） 事務所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>4 職業 主に行っている業務を簡潔に記入してください。</p> <p>5 （代表者）住所氏名（年齢） 代表者の住所、氏名及び年齢を記入してください。 住所は個人の住所となります。</p> <p>6 火薬類の種類及び数量 譲受する火薬類の種類及び数量を記入してください。</p> <p>7 譲受目的 譲受の目的を記入してください。</p> <p>8 譲受期間 譲受を行う期間を記入してください。</p> <p>9 貯蔵又は保管場所 火薬類の貯蔵又は保管場所の建物名称等を記入してください。</p> <p>10 消費に関する事項</p> <p>（1）目的 火薬類の消費目的を記入してください</p> <p>（2）日時（期間） 消費の日時（期間）を記入してください。</p> <p>（3）場所 消費場所を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 （1）火薬類消費計画書（2-4-5、6頁参照） （2）火薬類消費作業従事者名簿（2-4-7、8頁参照）</p> <p>2 譲受の許可申請の特則 消費許可とあわせて譲受の許可を受ける場合、「火薬類譲受・消費許可申請書」に火薬類消費計画書を添えて申請することができます（2-4-9頁参照）。</p>

別記様式第8号（第65条関係）

火薬類（その他）消費計画書（建設用銃打銃用空包の消費）						
消費の目的	建築建設工事用					
消費場所	新潟市秋葉区〇〇町地内					
消費日時	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで					
消費数量	2000個					
	予 定 量	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合計
		2,000個				2,000個
消費（取扱）の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費場所には、関係者以外の立ち入りを禁止する。 2 空包の装填は、発射（施工）の直前にする。銃を撃発状態にするのも同様とする。 3 銃を消費場所で携帯する場合は、安全な方向に銃口が向いているようにする。 4 発射する場合は、銃口を施工物の面に垂直にし、確実に固定すること。 5 消費作業に従事する者が自ら携帯することのできる数量は400個以下とする。 					
取扱計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費作業の休憩時には、銃及び空包を施錠し得る有蓋容器に収納し、あらかじめ定めた場所に置く。この場合、銃は取扱責任者が所有する。 2 消費場所に帳簿を備え、空包の受け払い、消費残数量をその都度記録する。 					
危険予防の方法	火薬類取締法の関係条文及び当該消費計画書の内容を関係者に周知、遵守させ危険予防に努める。					
備考						

添付書類

- 1 消費場所付近の見取り図
- 2 銃を所持している場合は所持許可証の写し
- 3 火薬類保管承諾書
- 4 火薬庫を所有又は占有していない場合は、消防長の指示する場所以外の庫外貯蔵所の状況説明書
- 5 庫外貯蔵所構造図、配置図、周囲200m以内の地形図

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 消費の目的 火薬類の消費目的を記入してください。</p> <p>2 消費場所 消費場所を記入してください。</p> <p>3 消費日時 消費の日時（又は期間）を記入してください。</p> <p>4 消費数量 火薬類の消費数量を記入してください。</p> <p>5 消費（取扱）の方法 消費する火薬類に応じて、消費（取扱）の方法を記入してください。</p> <p>6 取扱計画 許可期間中の取扱計画について、記入してください。</p> <p>7 危険予防の方法 「消費の技術上の基準」を参考に、危険予防の方法について、記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類</p> <p>(1) 消費場所付近の見取り図</p> <p>(2) 銃を所持している場合は所持許可証の写し</p> <p>(3) 庫外貯蔵所構造図，配置図，周囲 200m 以内の地形図</p> <p>(4) 火薬庫所有者と火薬類の保管について契約等結んでいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類保管承諾書 <p>(5) 火薬庫を所有又は占有していない場合（火薬庫所有者と火薬類の保管について契約等結んでいない場合含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防長の指示する場所以外の庫外貯蔵所の状況説明書 <p>※上記添付書類以外にも、審査上必要な書類の提出を求められることがあります（下記参照）。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の使用期限を示した書面 ・使用目的をより具体的にするために、使用時（設定時）の写真や図等 <p>2 「消費の技術上の基準」については、省令第50条から第56条の4を参照ください。</p>

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 種類 消費する火薬類の種類を記入してください。</p> <p>2 職務 従事者の職務を記入してください。</p> <p>3 氏名 従事者の氏名を記入してください。</p> <p>4 年齢 従事者の年齢を記入してください。</p> <p>5 免状又は所持手帳等 従事者の免状の種類又は手帳の種類を記入してください。</p> <p>6 火薬類取締法施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定 該当する号に○をつけてください。 各号については備考参照。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 免状又は所持手帳の写し</p> <p>2 政令第5条について 政令第5条第2項に規定する欠格事由に該当しないことの判定方法は、省令第83条第1項に規定する、次のいずれかに該当するものとなります。 (1) 医師の診断書 (2) 健康診断および心身の健康に関する相談 (3) 適性検査 (4) 面接その他の認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができるかどうかを判定する方法</p> <p>3 法第30条第2項の消費者は、上記(1)の方法に加え、上記(2)～(4)に掲げるいずれかの方法の計2つにより判定を行うこととなります。</p>

様式第 50(第 90 条の 2 関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

新潟市消防長 殿

(代表者)〇〇株式会社
代表取締役 消防 太郎

名 称	〇〇株式会社	
事務所所在地(電話)	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号 025-〇〇〇-××××	
職 業	水難救助	
(代表者)住所氏名(年齢)	新潟市中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 消防 太郎(55歳)	
火薬類の種類及び数量	救命索発射銃用 推進薬(火薬 60g) 5個 救命索発射銃用 発射薬(空包 1.5g) 5個	
目 的	人命救助及び救助訓練	
譲 受 期 間 (1年を超えないこと。)	許可日より1年間	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇株式会社 1階事務所内設置金庫	
消費 に 関 する 事 項	場 所	新潟市中央区〇〇地区周辺海域及び海岸一円
	日 時 (期 間)	許可日より3年間
	危 険 予 防 の 方 法	救難所員による見張り及び別紙の防止策

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 代表者 代表者の役職・氏名を記入してください。</p> <p>2 名称 火薬類を譲り受けようとする者の名称を記入してください。</p> <p>3 事務所所在地（電話） 事務所の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>4 職業 主に行っている業務を簡潔に記入してください。</p> <p>5 （代表者）住所氏名（年齢） 代表者の住所、氏名及び年齢を記入してください。 住所は個人の住所となります。</p> <p>6 火薬類の種類及び数量 譲渡する火薬類の種類及び数量を記入してください。</p> <p>7 譲受目的 譲受の目的を記入してください。</p> <p>8 譲受期間 譲受を行う期間を記入してください。</p> <p>9 貯蔵又は保管場所 火薬類の貯蔵又は保管場所の建物名称等を記入してください。</p> <p>【消費に関する事項】</p> <p>10. 場所 消費場所を記入してください。</p> <p>11. 日時（期間） 消費の日時（又は期間）を記入してください。</p> <p>12. 危険予防の方法 「消費の技術上の基準」を参考に、危険予防の方法について、記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 (1) 火薬類消費計画書（2-4-5、6頁参照） (2) 火薬類消費作業従事者名簿（2-4-7、8頁参照）</p> <p>2 譲受・消費許可における消費期間について (1) 譲受・消費許可における火薬類の消費期間にあつては、火薬類の使用期限まで設定可能とします。 (2) 消費期間は1年を超える期間で設定できますが、この場合、火薬類の使用期限を示す書面や数年分の消費計画が必要となりますので、ご注意ください。</p>

火薬類の出納及び消費報告書（ 年度分）

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

電話番号 025-〇〇〇-××××

年度分の火薬類の出納及び消費について下記のとおり報告します。

出納	火薬類の種類	単位	前年度末在庫量	当年度在庫量	当年度出庫量	当年度末在庫量	備考
		黒色小粒火薬	kg	0	200	200	0
	電気導火線	個	0	20	20	0	
消費	許可年月日及び番号			〇〇年〇〇月〇〇日 指令 第〇〇号			
	許可期間			〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで			
	火薬類の種類	単位	許可数量	当年度消費量	備考		
	黒色小粒火薬	kg	400	200			
	電気導火線	個	30	20			
※受付欄			※経過欄				

- 注1 この様式は、消費者が、火薬類の出納の報告と併せて火薬類の消費の報告をする場合に使用してください。
- 2 火薬類の種類欄は、火薬、爆薬、工業雷管、電気雷管、実包、空包等の区分で記載し、数量は、区分ごとの合計数量を記載してください。
- 3 単位は、キログラム、個、メートル等で記載してください。
- 4 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 出納</p> <p>(1) 火薬類の種類 火薬類の種類を記入してください。</p> <p>(2) 単 位 火薬類の単位を記入してください。</p> <p>(3) 前年度末在庫量 前年度末の火薬庫の在庫量を記入してください。</p> <p>(4) 当年度在庫量 当年度内に火薬庫に入庫した量を記入してください。</p> <p>(5) 当年度出庫量 当年度内に火薬庫から出庫した量を記入してください。</p> <p>(6) 当年度末在庫量 当年度末の火薬庫の在庫量を記入してください。</p> <p>3 消費</p> <p>(1) 許可年月日及び番号 許可証に記載されている許可年月日及び番号を記入してください。</p> <p>(2) 許可期間 許可証に記載されている許可期間を記入してください。</p> <p>(3) 薬類の種類 消費した火薬類の種類を記入してください。</p> <p>(4) 単位 火薬類の単位を記入してください。</p> <p>(5) 許可数量 許可証に記載されている許可数量を記入してください。</p> <p>(6) 当年度消費数量 当年度消費数量を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 火薬類の出納及び消費報告書による報告者</p> <p>(1) 火薬庫所有者又は占有者で出納報告を行う者</p> <p>(2) 1か月に25kg以上の火薬類を消費する者で、消費報告を行う者</p> <p>上記（1）、（2）の両方に該当する場合はこちらの様式を使用し、出納及び消費の報告を行うことができます。</p>

2－5 その他共通

年 月 日

記載事項等変更届

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎

電話番号 025-〇〇〇〇-××××

下記のとおり申請書等の記載事項等を変更したので、届け出ます。

許可の内容	許可年月日 及び番号	〇〇年〇月〇日 指令第〇〇号
	施設等の所在地	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号
	目的又は施設の 種類及び棟数	実包火薬庫の新規設置
	火薬類の種類及び数量	実包及び空包 50,000個
変更年月日		〇〇年〇〇月〇〇日
変更の内容	変更前	国道 500m
	変更後	国道 300m
変更の理由		第4種保安物件までの保安距離変更
備考		
※受付欄		※経過欄

添付書類 施設等の付近の状況の変更の場合

注 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 許可の内容</p> <p>(1) 許可年月日及び番号 許可証に記載してある許可年月日及び番号を記入してください。</p> <p>(2) 施設等の所在地 許可証に記載してある施設等の所在地を記入してください。</p> <p>(3) 目的又は施設等の種類及び棟数 許可証に記載してある内容を記入してください。</p> <p>(4) 火薬類の種類及び数量 許可証に記載してある取り扱う火薬類の種類及び数量を記入してください。</p> <p>3 変更年月日 変更のあった日付を記入してください。</p> <p>4 変更の内容 変更部分に関して変更前と変更後の内容を記入してください。</p> <p>5 変更の理由 変更の理由を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類 施設等の付近の状況の変更の場合は、変更後の状況を示す図面を添付してください。</p> <p>2 法において報告等行う場合、事業者の業種、報告等の内容によって届出様式が変わってくるため下記を参照し、提出してください。</p> <p>3 記載事項変更届に該当する事項</p> <p>(1) 火薬庫設置の許可を受けた者 ア 火薬庫設置等許可申請書の記載事項の変更 (火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。) イ 火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更 (付近の状況若しくは保安物件との距離の変更に限る。)</p> <p>(2) 火薬類輸入許可を受けた者 許可申請書の記載事項の変更 (火薬類の種類及び数量、輸入の目的並びに輸入港名を除く。)</p> <p>(3) 火薬類消費許可を受けた者 ア 許可申請書の記載事項の変更 (火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。) イ 火薬類消費計画書の記載事項の変更</p> <p>(4) 火薬類廃棄許可を受けた者 許可申請書の記載事項の変更 (火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く。)</p> <p>(5) 相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得した者 相続若しくは遺贈又は合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得したとき</p>

年 月 日

記載事項等変更報告書

（宛先）新潟市消防長

届出者

住所 新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 一郎

電話番号 025-〇〇〇-××××

下記のとおり申請書等の記載事項等を変更したので、報告します。

許可の内容	許可年月日 及び番号	〇〇年〇月〇〇日 指令第××号
	施設等の所在地	新潟市中央区鐘木〇〇番地〇号
	施設等の種類及び棟数	三級火薬庫 1棟
	火薬類の種類及び数量	信号焰管及び信号火せん 100kg
変更年月日		〇〇年〇〇月〇〇日
変更の内容	変更前	代表取締役 消防 太郎
	変更後	代表取締役 消防 一郎
変更の理由		代表者変更のため
備考		
※受付欄		※経過欄

添付書類 定款の変更の場合は、その写し

注 ※印の欄は、記載しないでください。

説 明	備 考
<p>【記入方法】</p> <p>1 届出者</p> <p>(1) 住 所 事業所（本社）所在地を記入してください。</p> <p>(2) 氏 名 代表者氏名を記入してください。</p> <p>(3) 電話番号 事業所（本社）の連絡先を記入してください。</p> <p>2 許可の内容</p> <p>(1) 許可年月日及び番号 許可証に記載してある許可年月日及び番号を記入してください。</p> <p>(2) 施設等の所在地 許可証に記載してある施設等の所在地を記入してください。</p> <p>(3) 施設等の種類及び棟数 施設の種類（名称等）及び棟数を記入してください。</p> <p>(4) 火薬類の種類及び数量 許可証に記載してある取り扱う火薬類の種類及び数量を記入してください。</p> <p>3 変更年月日 変更のあった日付を記入してください。</p> <p>4 変更の内容 変更部分に関して変更前と変更後の内容を記入してください。</p> <p>5 変更の理由 変更の理由を記入してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1 添付書類</p> <p>(1) 定款の変更の場合…定款の写し (2) それ以外の場合…変更内容の詳細がわかるもの</p> <p>2 報告及び届出について 法において報告等行う場合、事業者の業種、報告等の内容によって届出様式が変わってくるため下記を参照し、提出してください。</p> <p>3 記載事項等変更報告書に該当する事項</p> <p>(1) 製造業者</p> <p>ア 火薬類製造営業許可申請書の記載事項の変更 イ 事業計画書の記載事項の変更 ※下記の括弧内の事項を除く (製造する火薬類の種類及び説明) (製造施設の構造) (製造施設の位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）) (設備並びに製造方法)</p> <p>ウ 定款の変更</p> <p>(2) 販売業者</p> <p>ア 火薬類販売営業許可申請書の記載事項の変更 (販売する火薬類の種類を除く) イ 事業計画書の記載事項の変更 ウ 定款の変更</p> <p>(3) 火薬庫の所有者又は占有者</p> <p>ア 火薬庫設置等許可申請書の記載事項の変更 (貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く) イ 火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更 (火薬庫の位置、構造及び設備を除く)</p>

3 火薬類取締法

(1) 事務のあらまし

ア 全般的事項

この法律の目的は、火薬類による災害の防止と公共の安全を確保することにあるため、各手続きは、原則として許認可による。また、軽微なものであっても、届出・報告義務が課せられている。なお、平成29年4月1日から権限移譲により、指定都市は火薬類取締法の事務を行うこととなった。

イ 個別事項

(ア) 製造及び販売について

火薬類の製造又は販売の業を営もうとする者は、その事業所ごとに都道府県知事又は指定都市の長の許可を受けることとなっている。(法第3条、5条)

(イ) 貯蔵について

a 火薬類の貯蔵は原則として、火薬庫においてしなければならない。

(法第11条)

b 火薬庫を設置又は構造もしくは設備等を変更するときは、都道府県知事(新潟市消防長)の許可を必要とし、完成検査済証交付後に使用できる。

ただし、省令で定める軽微な変更については届出によることができる。

(法第12条、第12条第1項ただし書き、第15条)

c 一定数量以下のときは都道府県知事又は指定都市の長の指示を受け、火薬庫外貯蔵所に貯蔵することができる。

(省令第15条)

(ウ) 譲受、譲渡、消費及び廃棄について

a 火薬類は発火、爆発による危険性を有するものであるから、使用方法を誤ったり、悪用されたりすると、重大な災害を引き起こしたり、一般公衆に対して大きな不安を与えたりする。ゆえに、誰もが自由に入手したり、譲渡したり勝手に消費や廃棄をすることはできない。そのため、都道府県知事又は指定都市の長による許可制を原則としている。

(法第17条、第25条及び第27条)

b 煙火(花火)についても原則、消費許可が必要であり、詳細は「火薬類取締法事務処理の手引き(煙火編)」を参照すること。

(煙火の消費許可にあつては、各消防署が担当)

(エ) 運搬について

a 一定数量以上の火薬類を運搬するときは、都道府県公安委員会に届け出て「運搬証明書」の交付を受けなければならない。

(法第19条)

b 「火薬類の運搬に関する内閣府令」において、積載、運搬、方法の基準が定められている。《公安委員会（警察）所管》

(オ) 保安教育について

- a 火薬類を取り扱う者は、保安教育を受けなければならない。
(法第29条)
- b 都道府県知事又は指定都市の長は、消費する火薬類の数量や期間により、火薬類を消費する者を保安教育を定めるべき者として指定することができる。
指定を受けたものは、一定の期日までに都道府県知事又は指定都市の長による保安教育計画の認可を受けなければならない。

(カ) 火薬類取扱保安責任者等の選任（解任）について

- a 火薬庫の所有者若しくは占有者は、一定数量以上の火薬類を消費する者は、火薬類取扱保安責任者免状を有する者のうちから、火薬類火薬類取扱保安責任者、代理者、副保安責任者を選任しなければならない。
(法第30条及び第33条)
- b 火薬類を取り扱う者は手帳制度（火薬類保安協会による自主保安制度）による手帳を有していないと、消費関係作業には従事できないため、選任（解任）にあたって手帳の確認作業が必要となる。

(キ) 公安委員会との関係について

消費許可等をする前に、都道府県公安委員会へ意見照会を要する場合がある。
煙火以外は危険物保安課、煙火については各署市民安全課が行なう。また、許可等をしたときは、担当課が公安委員会へ通報しなければならない。
(法第52条)

※なお、意見照会、通報とも所轄警察署を経由して行われる。詳細については、「4. 事務処理手順」参照。

(ク) 県との関係

地方分権一括法により指定都市に対し火薬類取締法に係る事務について、平成29年4月1日から権限移譲を受けている。しかしながら、新潟県の一自治体である新潟市は、県内で過度に異なる運用にならないよう県と連携を図る必要がある。

(ケ) 市長と消防長との関係

新潟市事務委任規則により、火薬類取締法に係る事務について委任を受けているため、宛名及び交付名については、「新潟市消防長」となる。

4 火薬類とは

(1) 火薬類取締法上の火薬類

火薬類取締法上、火薬類とは、火薬、爆薬そして火工品の総称である。その性質に着目すれば、火薬とは推進的爆発の用途に供せられるもの、爆薬とは破壊的爆発の用途に供せられるもの、そして、火工品とは火薬、爆薬をある目的に適するように加工したものである。

火薬の例として、黒色火薬、無煙火薬等があり、爆薬には、ダイナマイト、含水爆薬等があり、火工品には、電気雷管、コンクリート破砕器、建設用びょう打ち銃用空砲等がある。

(2) 主な火薬、爆薬及び火工品について

ア 黒色火薬

(ア) 鉱山用黒色火薬は主として石切場等で石材採取に使用させる。

(イ) 猟用黒色火薬は猟銃用に使用させる。

(ウ) 火炎、衝撃、摩擦等に鋭敏で火付きがよい。

イ 無煙火薬

(ア) 猟用火薬として用いられる。

(イ) 火炎に対して鋭敏である。

(ウ) 直射日光にあてることは厳禁

ウ 硝安油剤爆薬 (AN-FO、アンホ爆薬)

(ア) 硝安に軽油を混合させたもの。

(イ) 衝撃に鈍感。

(ウ) 静電気が発生しやすい。

エ ダイナマイト

(ア) 硝酸エステルを主とする爆薬の代表

(イ) 現在消費場所で見られるものには、2号榎と3号桐がある。

オ 含水爆薬

(ア) 成分中に10%程度の水を含んだもの。

(イ) 現在流通しているものには、コロイド状のものをゲル化したスラリー型と可塑性を有したエマルジョン型のものがある。

《商品名》

スラリー型 : サンベックス、アイレマイト、エナーゲル等

エマルジョン型 : アルテックス、ハイジェックス、ゼラマイト、ランデックス等

カ 電気雷管

(ア) 爆薬を起爆させるための火工品

(イ) 種類に瞬発と段発 (DS及びMS) がある。

キ コンクリート破砕器

(ア) ダイナマイト程の威力はないが、コンクリートを破砕する程度の威力を有するため都市発破等に用いられたりする。

(イ) 商品名としては、CCRやSLBがある。

ク 建設用びょう打ち銃用空包（建びょう）

(ア) びょうをコンクリートや鋼板等に打ち込むために用いられる空包

(イ) 市販会社には、ヒルティ、ドライブイットがある。

ケ 信号焰管、信号火せん

(ア) 信号焰管は鉄道や車両、船舶の事故防止のための信号用に使用される。

(イ) 信号火せんは船舶の信号用や水難救助用に使用される。

コ 導火管付き雷管（商品名…ノネル雷管、アイデット雷管等）

(ア) 静電気、雷、電流等に対して安全な、非電気式起爆システムに用いられる。

(イ) 導火管付雷管と導火管（商品名…ノネルチューブ等）とを、コネクター（伝爆用のミニ雷管が付いた分岐具）を使って結線させ、導火管（プラスチック製のチューブ）の一端から起爆する。

(ウ) 導火管の内壁は、微量の火薬類が付着した構造になっており、プラスチックのチューブを破壊することなしに、高速度で衝撃波を伝える。

サ 実包・空包

(ア) 散弾銃、拳銃、小銃、自動銃、機関銃等に使用する実包及び空包又は建設用びょう打ち銃等に使用する空包。

(イ) 実包は、薬きょうに銃用雷管、発射薬及び弾丸又は散弾を装填したもの。

(ウ) 空包は、実包に弾丸又は散弾を装填しないもの

シ 煙火（詳細は「火薬類取締法 事務処理の手引き～煙火編～」を参照）

(ア) 鑑賞、信号又は演劇等の効果の目的に供するために加工されたもの。

(イ) いわゆる花火や競技のスタートの合図に使用される紙雷管などがある。

含水爆薬

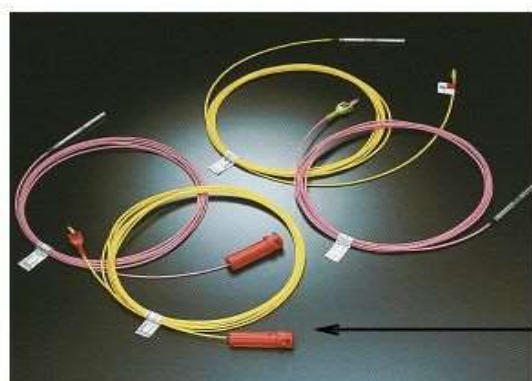


建びょう空包



コンクリート破砕器





ノネル

ノネルコネクター



ノネル雷管

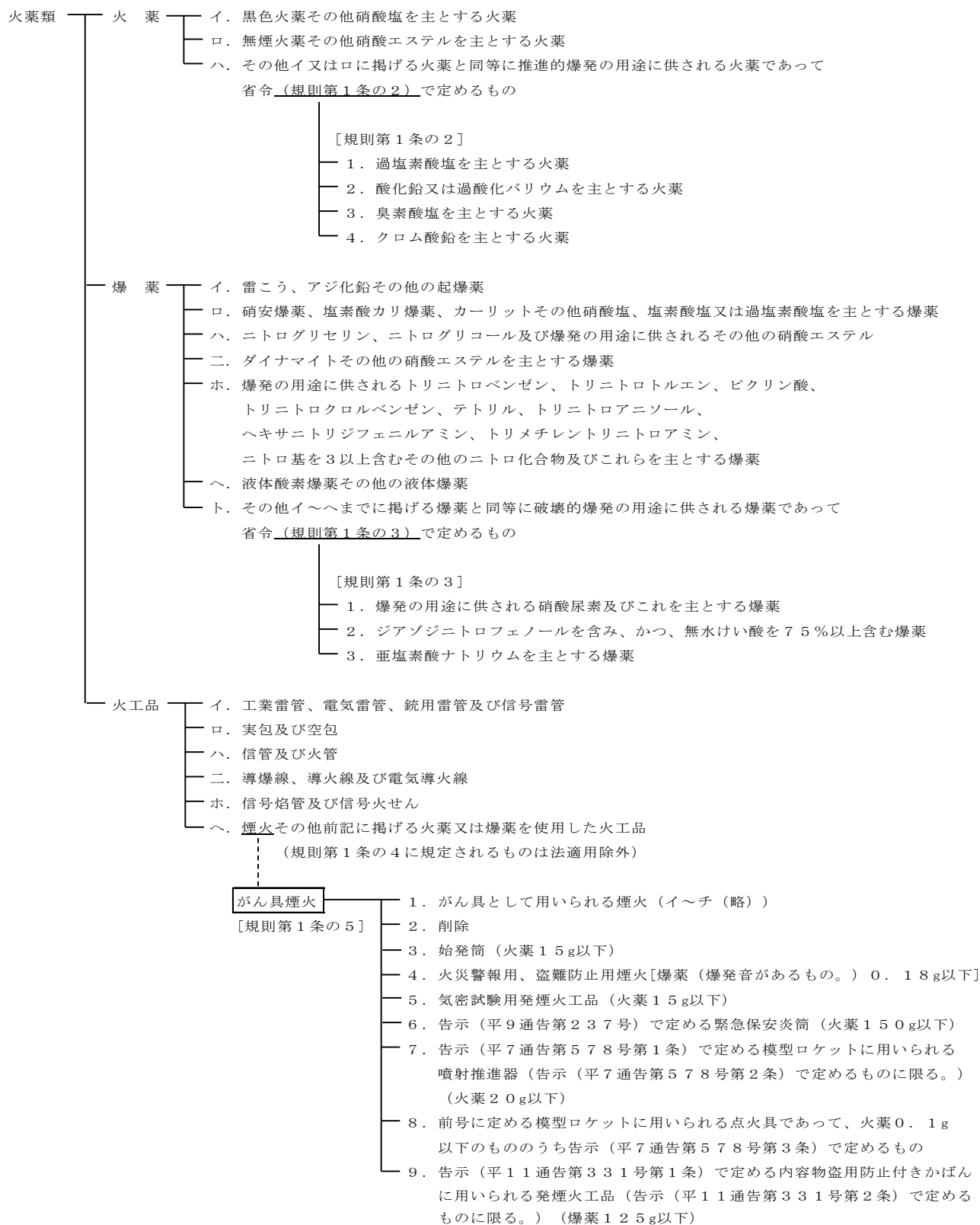
1 爆薬包のサイズと1箱への収納量(標準)

薬径 (mm)	1本重量 (g)	1箱の本数	1箱の正味重量 (kg)
20	50	450	22.5
25	100	225	22.5
30	100	225	22.5
30	150	150	22.5
50	750	30	22.5

特殊なものに次のような場合がある (含水爆薬の場合が多い)

30	200	100	20
50	1000	20	20

火薬類取締法上の火薬類の分類



5 貯蔵について

(1) 概要

火薬類の貯蔵は原則として火薬庫において行わなければならない。少量の場合、販売店や消費者の事業所に貯蔵することが可能であるが、いずれの場合においても、危害予防・盗難予防のための構造基準の遵守、出納の管理が求められており、特に注意して指導・監督を行う必要がある。

(2) 火薬庫の種類（省令第17条）

ア 一級火薬庫

最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。

イ 二級火薬庫

土木工事その他の事業に使用される火薬類をその間貯蔵するもの（使用期間は概ね2年としている、昭和53年4月26日53立局第242号通達）。

ウ 三級火薬庫

少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの（爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には、規定の隔壁により区分する。）。

エ 煙火火薬庫

煙火、がん具煙火の他、信号焰管、信号火せん、導火線、電気導火線、コンクリート破碎器、煙火の原料用火薬等を貯蔵するもの。

オ 実包火薬庫

実包又は空包を貯蔵するもの。

(3) 火薬庫に関する主な規制

ア 貯蔵の区分（省令第19条）

異なった貯蔵区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

例えば、電気雷管と爆薬を同一の火薬庫に貯蔵すると、電気雷管が誤爆したときに爆薬も誘爆するため禁止されている。なお、貯蔵量を少量に制限して隔壁を設けることで例外的にこれを認めたのが三級火薬庫である。

イ 最大貯蔵量（省令第20条）

省令別表に定められた最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。複数の火薬類を貯蔵する場合には換算方法が定められており、各火薬類の最大貯蔵量が分かるように、火薬庫内に表示をさせている。

ウ 貯蔵上の取扱い（省令第21条）

必要がある者の他は立ち入らせない、火薬類以外は貯蔵しない。鉄類を使用した器具を携帯しない、土足禁止で専用の履物を備え付ける、古いものから使用するなど。その他詳細な基準については省略するが、規則参照のこと。

エ 保安距離、構造基準等（省令第23条から第32条）

省略（保安距離にあつては「6 保安距離・保安物件」を参照）。

オ 安定度試験（省令第36条、第57条から64条）

爆薬及び一部の火薬については、劣化による不発・誤爆防止のため、製造後一定期間を経過したものは試験をしなければならない。なお、古いものから使用することが遵守されていれば、安定度試験を行う必要性は低くなる。

カ 定期自主検査（法第35条の2）

予め定期自主検査計画を設定し届け出なければならない。また年二回以上（そのうち1回は繁忙期）実施する必要がある。

キ 取扱保安責任者

火薬庫を所有又は占有する者は取扱保安責任者を選任しなければならない。

ク 帳簿（省令第33条）

火薬庫ごとの出納した種類・数量・出納年月日並びに相手方の住所及び氏名を記載しなければならない。

（4）庫外貯蔵所（省令第15条及び第16条、細則第2条）

ア 区分について

省令第15条の表を参照。

イ 具体的な取扱い

細則第2条、手引き（産業火薬編）「2-3-7 庫外貯蔵所指示願」参照。

6 保安距離・保安物件

(1) 概要

火薬類取扱所や火工所から保安物件まで保有すべき距離については、火薬類取締法上、明確な規程がないため、当市では火薬庫から保安物件に対する保安距離の算出根拠であるリューデンベルグの実験式を採用している。

(参考…「一般火薬学」)

(2) リューデンベルグ式

リューデンベルグ式の定義「異なる薬量で衝撃波の強さが同一となる距離は、薬量の立方根に比例する。」

$$D = K \times \sqrt[3]{W}$$

D：保有すべき距離 (m)

W：存置する爆薬の重量 (kg)

K：係数

[Kの値]

保安物件の種類	土提あり(K)	土提なし(K×2)	5/4以上の高さの土提
第1種保安物件(市街地の家屋、学校、病院等)	1.6	1.6 × 2	1.6
第2種保安物件(村落の家屋、公園等)	1.4	1.4 × 2	1.0
第3種保安物件(家屋、鉄道、工場、タンク等)	8	8 × 2	5
第4種保安物件(国道、県道、高圧電線等)	5	5 × 2	4

[保有すべき保安距離 (m)]

取扱所・火工所 存置量(kg)	第1種保安物件			第2種保安物件			第3種保安物件			第4種保安物件		
	土提あり	土提なし	5/4土提	土提あり	土提なし	5/4土提	土提あり	土提なし	5/4土提	土提あり	土提なし	5/4土提
250	100	100	100	89	100	63	51	100	32	32	63	26
200	94	100	94	82	100	59	47	94	30	30	59	24
150	86	100	86	75	100	54	43	86	27	27	54	22
100	75	100	75	65	100	47	38	75	24	24	47	19
80	69	100	69	61	100	44	35	69	22	22	44	18
60	63	100	63	55	100	40	32	63	20	20	40	16
50	59	100	59	52	100	37	30	59	19	19	37	15
30	50	100	50	44	88	32	25	50	16	16	32	13
20	44	87	44	39	77	28	22	44	14	14	28	11
10	35	69	35	31	61	22	18	35	11	11	22	10

(3) 保安物件の解釈

市街地の家屋…社会通念上市街地というにふさわしい程度に相当数(普通規模の家屋おおむね100軒以上)が軒を連ねている家屋の集団をいう。市、町、村等の行政区画、住民の業態とは関係ない。

学 校…学校教育法第1条の学校および同第82条の2の専修学校及び第83条第1項の各種学校をいう。これに該当しない学校等は含まない。

病 院…医療法第1条の5第1項の病院をいう。同条第2項の診療所は含まない。

劇 場…常設の劇場をいう。仮設のものは含まない。

競 技 場…相当数の観客を収容する施設のある競技場をいう。

社 寺、 教 会…相当数の参拝者がある神社、寺院または教会をいう。山神、祠等は含まない。

村 落 の 家 屋…社会通念上村落というにふさわしい程度に相当数(普通規模の家屋おおむね10軒以上100軒未満)が群をなしている家屋をいう。行政区画、住民の業態とは関係がない。

公 園…常時相当数の人が出入する人工の公園をいう。自然公園は含まない(但し、国立公園や国定公園の特別地域は保安物件の対象とする。)

家 屋…人が1日の相当部分にわたって居住、勤務または出入する住家、事務所、店舗、図書館その他これに類する建築物をいう。倉庫、物置、厩舎等は含まない。

鉄 道、 軌 道…鉄道事業法第2条の鉄道(策道を除く)または軌道法第1条の軌道であって、旅客運送用のものをいう。

7 事故対応について

(1) 災害対応が必要な事故が発生した場合は、速やかに119通報を実施してください。

(2) 対象事故等

ア 通報及び事故報告を要する事故（法第46条）

(ア) 事故の定義

- a 黒玉
- b 部品落下
- c 火災
- d 筒ばね
- e 過早発
- f 低空開発
- g 地上開発
- h 異常飛翔
- i 異常燃焼
- j 誤発射
- k 飛石
- l 喪失・盗取
- m その他、特に危険な事象が生じた場合

(3) 災害対応が不必要だと思われても、異常事象が発生した時は、下記担当課までご連絡ください。

その際に、具体的な対応について指示します。

連絡先

規制指導課（平日）TEL：025-288-3241

指令課（夜間・休日）TEL：025-288-3270

※ 事故対応については、次頁以降の資料も参考にしてください

火薬類用語集

親ダイ	雷管を付けたダイナマイトの俗称。
火工品	火薬又は爆薬を使用して、ある目的に達するように加工し製造したもの。(例 電気雷管、導火線、信号焰管、煙火など)
空包	金属又は紙製の薬きょう内に弾丸等を装填せず、発射薬と銃用雷管を内蔵した物。(例 建設用びょう打ち銃用空包、と殺銃用空包)
J V	共同企業体をいう。JV 自体、法的には法人格がないため許可証等についてはJV 協定書による代表者に対して行うことを要する。
実包	空包に金属弾を充填したもの。
殉爆	一つの爆薬塊が爆発したとき、空気、水、その他の媒体を隔てて他の爆薬塊が感応爆発する現象。
信号焰管	鉄道や船舶の事故防止のために信号用に使われる火工品。
電気雷管	雷管への点火装置として電気を用いるもの。
工業雷管	雷管への点火装置として導火線を用いるもの。
爆轟	爆発性物質の中を超音速で反応が伝わる現象をいう。(反応が音速を超える)
爆燃	爆発的燃焼のこと。(反応が音速を超えない)
爆発	急激な圧力の発生又は解放によって爆発音を伴って膨張する現象をいう。
保安物件	製造施設又は火薬庫の万一の発火又は爆発による影響から保護しなければならない物件。
あかり	露天掘。
後ガス	発破の際に生じるガスをいう。成分には、CO、NO ₂ 等の有毒ガスも含まれる。
岩はね	発破において深部の岩盤内岩石を掘進するとき、岩石が切羽又は側壁から坑道内に突出する現象。
切羽	採鉱において採掘する場所。
火工所	消費場所において、親ダイの作成、解体のために設けられる建物等をいう。
小割	岩石、鉱石の大塊を積載可能、破砕可能の大きさにするための発破をいう。
岩石発破	砂利、粘土、石灰岩等を採取するあめに行う発破。
残留	発破において不発又は半爆となって穿孔内に爆薬が残ること。
ずり	掘削や発破によって生じた土砂、岩石のくずをいう。
填塞物	填塞に使用するものをいう。アンコ、込物ともいう。
取扱所	消費場所において火薬類の集中管理を行う場所。
発破	火薬類を利用して物体の破壊等を行うもの。
半爆	爆発するべき火薬類がなんらかの理由で完全に爆発しない現象。ねむるともいう。
飛石	発破において、岩が飛び出すもので消費の事故の多くを占める。
めがね	発破において孔底の部分のみが吹き飛び、発破孔の口元近くの部分が破壊されずに残り、発破の目的が達成されないこと。
戻りマイト	発破現場に持って行ったが使用しないで持ち帰る爆薬。現場に放置されたために、吸湿などにより性能が低下していることがあるので、再使用の時には注意が必要である。

産業火薬Q&A

【製造】

Q 1	製造施設の工室に設置する原動機は、どのような規制がありますか。
A 1	原則、危険工室に原動機を設置することは、できません。 ただし、防塵、防爆型のものや、区画した別室であれば設置可能な場合もありますが、貫通部の大きさなどの規制もあるため、その都度ご確認ください。

【販売】

Q 2	船舶用火工品の販売許可を受ける場合、火薬庫を所有又は占有する義務はありますか。
A 2	火薬庫を所有又は占有しなければなりません。(火薬庫を所有しない場合、共同使用し、法第13条ただし書きの許可を受ける必要があります。)また、共同使用する火薬庫の所在地は、原則、新潟市に限ります。なお、共同使用し、新たに販売許可を受けようとする申請者側も、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者及び代理者の選任が必要となります。

Q 3	火薬の販売について、一度許可をもらえばどんな火薬の種類でも販売することができますか？
A 3	販売許可をされた種類のみ販売することが出来ます。ただし、品目の変更で対応が可能な場合は届出をしていただければ、販売することは可能です。

【貯蔵】

Q 4	複数の火薬庫を所有しているが、保安検査申請は火薬庫1棟ごとに申請しなければならぬですか？
A 4	同一事業所内かつ同日程の保安検査であれば、複数の火薬庫をまとめて申請することができます。

Q 5	火薬庫の定期自主検査をする際、検査の指揮、監督する者と検査実施者は、同一の者でもよろしいでしょうか。
A 5	検査を指揮、監督する者と、検査をする者のそれぞれ必要となります。検査を適切に判断するためには、保安の任にある保安責任者が検査実施者を指揮、監督する必要があるため、保安責任者1人が検査することはできません。また、免状所有者が検査するよう指導しています。

Q 6	地上式1級火薬庫の近くに特別養護老人ホームを建築する場合、第何種の保安物件に該当しますか。
A 6	原則として第3種保安物件に該当します。 ただし、収容人員が概ね50人の場合は、第2種保安物件に該当し、概ね300人の場合は、第1種保安物件に該当します。

Q 7	火薬庫の周辺に、同一敷地内にある関連会社の事務所及び倉庫を建設する場合、保安物件に該当しますか。
A 7	保安物件に該当します。 関連会社の事務所は、「火薬庫の所属する事務所の業に供する施設」に該当しないためです。

【譲受・消費】

Q 8	譲受及び消費の許可を受ける際、譲受期間と消費期間は、別々に設定しても問題ないでしょうか。
A 8	問題ありません。 譲受期間はあくまで、火薬類を譲り受けることのできる期間になりますので、消費期間と別々に考えて頂いてかまいません。なお、消費期間については、火薬類の使用期限を考慮してください。
Q 9	猟銃等の修理に係る試射について、消費許可は必要でしょうか。
A 9	消費許可は必要になります。 猟銃等の修理に係る試射については、無許可消費には該当しないためです。